

令和4年度 高根沢町教育委員会（3月）会議録

会議の日時	令和5年3月17日（金） 開会 午後3時00分 閉会 午後3時30分	場 所	高根沢町農村環境改善センター 2階 研修室
教育長及び出席委員の氏名	（教育長） 坂本 美知夫 （委員） 野中 直子 齋藤 君世 佐藤 豪男	説明員及び書記氏名	（学校教育課） 課長 福田 和則 課長補佐 小林 賢治 課長補佐兼管理主事兼指導主事 福山 賢一 主任主事（書記） 樺本 詩音 （こどもみらい課） 課長 田中 圭子 課長補佐 鈴木 郁子 （生涯学習課） 課長 福田 光久 課長補佐 赤羽 康弘 係長兼社会教育主事兼指導主事 平山 勇輔
欠席委員の氏名	中野 謙作		
会 議 事 項			
<p>（1）審議事項</p> <p>① 高根沢町教育委員会情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の廃止について</p> <p>（2）報告事項</p> <p>① 高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>② 高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>③ 高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>④ 高根沢町子ども・子育て会議条例の一部改正について</p> <p>⑤ 高根沢町給食費徴収規則の一部改正について</p> <p>⑥ 令和4年度就学援助の認定及び取消しについて</p> <p>⑦ 令和5年度就学援助の認定（継続申請）について</p> <p>⑧ 保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について</p> <p>（3）その他</p> <p>① 令和5年度教育委員会日程（案）について</p>			

議 事 の 経 過

坂本教育長	<p>出席は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項による半数以上の出席を得ているため、教育委員会を開催します。</p> <p>(あいさつ)</p> <p>議事に入る前に、前回の教育委員会の会議録を承認してよろしいか諮ります。</p>
委 員	(異議なし)
坂本教育長	<p>異議なしと認め、高根沢町教育委員会(2月)会議録を承認します。また、本日(3月)の会議録署名人に佐藤委員を指名します。書記については、学校教育課の穠本主任主事を指名します。</p> <p>議事に入ります。審議事項①高根沢町教育委員会情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の廃止について事務局から説明をお願いします。</p>
福田和課長	<p>【説明要旨】</p> <p>○廃止経緯・理由</p> <p>個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、地方公共団体における個人情報保護制度は、法に基づいて取り扱われることとなった。</p> <p>これを受けて、町の関係例規が整理され「高根沢町情報公開及び個人情報保護に関する条例」が廃止されることから、教育委員会における旧条例の施行に必要な事項を定めていた当規則を廃止する。</p> <p>○施行日(廃止日)</p> <p>令和5年4月1日</p>
坂本教育長	委員から意見等がありますか。
委 員	(意見なし)
坂本教育長	意見等がなければ、審議事項①について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	<p>審議事項①高根沢町教育委員会情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の廃止について承認します。</p> <p>続いて、報告事項①～④についてですが、関連する事項であるためあわせて事務局から説明をお願いします。</p>
田中課長	<p>【説明要旨】</p> <p>◆報告事項①高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>○改正経緯・理由</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法令が整備され、子ども・子育て支援法等が一部改正されたため、所要の改正を行うもの。</p> <p>○改正内容</p>

議 事 の 経 過

(1) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備による改正

(2) 国基準の一部改正に伴う改正

○施行日

令和5年4月1日

◆報告事項②高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○改正経緯・理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

○改正内容

(1) 安全計画の策定等に係る規定の追加

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認の追加

(3) インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和

○施行日

令和5年4月1日

◆報告事項③高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○改正経緯・理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

○改正内容

(1) 安全計画の策定等に係る規定の追加

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認の追加

(3) 業務継続計画の策定等に係る規定の追加

(4) 感染症及び食中毒の予防・まん延防止に必要な措置の明確化

○施行日

令和5年4月1日

◆報告事項④高根沢町子ども・子育て会議条例の一部改正について

○改正経緯・理由

こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法令が整備され、子ども・子育て支援法の一部が改正されることから、所要の改正を行うもの。

○改正内容

(1) 条ずれ対応

議 事 の 経 過

	○施行日 令和5年4月1日												
坂本教育長	委員から質問等がありますか。												
委 員	(質問なし)												
坂本教育長	質問等がなければ、報告事項①～④について承認してよろしいですか。												
委 員	(異議なし)												
坂本教育長	<p>報告事項①高根沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、報告事項②高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、報告事項③高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び報告事項④高根沢町子ども・子育て会議条例の一部改正について承認します。</p> <p>続いて、報告事項⑤高根沢町給食費徴収規則の一部改正について事務局から説明をお願いします。</p>												
福田和課長	<p>【説明要旨】</p> <p>○改正経緯・理由 学校給食費に係る食材料費が値上がりしていることから、保護者が負担する学校給食費の額を改定（値上げ）しようとするもの。</p> <p>○改正内容 令和5年4月から給食費を以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">改正前の月額</th> <th style="width: 20%;">改正後の月額</th> <th style="width: 45%;">改正後の年額 (11期分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>4,400円</td> <td>4,700円</td> <td>51,700円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>5,200円</td> <td>5,600円</td> <td>61,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度から開始した給食費の減免は令和5年度も継続される。 (減免額：小学校1,400円、中学校1,200円)</p> <p>○施行日 令和5年4月1日</p>	区分	改正前の月額	改正後の月額	改正後の年額 (11期分)	小学校	4,400円	4,700円	51,700円	中学校	5,200円	5,600円	61,600円
区分	改正前の月額	改正後の月額	改正後の年額 (11期分)										
小学校	4,400円	4,700円	51,700円										
中学校	5,200円	5,600円	61,600円										
坂本教育長	委員から質問等がありますか。												
委 員	(質問なし)												
坂本教育長	質問等がなければ、報告事項⑤について承認してよろしいですか。												
委 員	(異議なし)												
坂本教育長	<p>報告事項⑤高根沢町給食費徴収規則の一部改正について承認します。</p> <p>続いて、報告事項⑥令和4年度就学援助の認定及び取消しについて及び報告事項⑦令和5年度就学援助の認定(継続申請)についてですが、個人情報が含まれる</p>												

議 事 の 経 過

	ため、非公開としてよろしいか諮ります。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	異議なしのため、 報告事項⑥ 及び 報告事項⑦ について非公開とします。
福田和課長	(非公開) 報告事項⑥ 令和4年度就学援助の認定及び取消しについて → 承認
福田和課長	(非公開) 報告事項⑦ 令和5年度就学援助の認定(継続申請)について → 承認
坂本教育長	非公開を解除します。 続きまして 報告事項⑧ 保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について事務局から説明をお願いします。
田中課長	<p>【説明要旨】</p> <p>○調査趣旨 厚生労働省・文部科学省・内閣府による実態調査を行った。本調査の結果は、国において結果の公表を予定している。</p> <p>○町内調査対象施設 保育所(5)、認定こども園(2)、地域型保育事業所(2)</p> <p>○調査時点 令和4年度(令和4年4月1日～12月31日の開所日)</p> <p>○調査結果 (1) 事案について 虐待等の不適切な保育が疑われた事案は、2園から報告があった。</p> <p>(2) 園の体制について 7つの項目で調査を行った。園毎に対応が異なることから町として園との連携をスムーズに行える体制づくりが求められる。</p>
坂本教育長	委員から質問等がありますか。
佐藤委員	虐待等の事案があったとのことですが、現在どのような状況なのでしょう。
田中課長	保護者との話し合いが済んでおり、実質的に解決している状況です。
坂本教育長	他に質問等がなければ、 報告事項⑧ について承認してよろしいですか。
委 員	(異議なし)
坂本教育長	報告事項⑧ 保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について承認します。 続きまして、 その他① 令和5年度教育委員会日程(案)について事務局から説明をお願いします。
福田和課長	令和5年度教育委員会日程案及び小中学校主要行事一覧を作成しましたので配

議 事 の 経 過

	布します。各自ご確認をお願いします。
福田光課長	令和5年度生涯学習課年間事業案を作成しましたので配布します。各自ご確認をお願いします。教育委員の皆様に出席を依頼する際は、その都度ご連絡します。
坂本教育長	委員から質問等がありますか。
委 員	(質問なし)
坂本教育長	質問等がないため、 その他① を承認します。 本日本定していた議題は以上となりますが、他に報告等がありますか。
委 員 事務局	(特になし)
坂本教育長	次回の教育委員会は令和5年4月12日(水)11:00(小学校入学式終了後)からの開催を予定しています。 以上をもって、教育委員会を閉会します。

教育委員会会議規則第20条の規定により、署名する。

令和5年3月17日

教育委員会委員